## 行財政改革実施計画・行動計画票

No.	22	実施済み					[平]	式 2	:0 年	2	月	22	日	提出]
基	本方針	1 財政の健	全化					当	課名			水道	課	
重	点項目	2 歳出削減	簡易	水道										
取	組項目													
	☑·現状 17.4.1現在)	・新町の厳しい	では、8年間の調整期間を設け、旧5町最低水準での料金統一化する計画。 ル1財政状況の中、一般会計から膨大な基準外の繰出金を余儀な〈している。 とからの料金調整計画の据え置き。											
推 進 スケジュール		H 1 7 検討	H 1 8 実施	H 1 9 -	H 2 0 -	H 2 1	目	標	年 次	平	成	18	年	度
実	績 評 価	A 計画どおり	A 計画どおり	-	-	- 	達	成	年 次	平	成	18	年	度
	目標	原価を回収	できる適正なか	く道料金の設定	È									
	期待され る効果 必要性	・原価主義を踏まえた統一料金の施行 ・料金の格差解消と受益者負担の適正化 ・独立採算性を原則とした簡易水道事業経営 ・格差解消と原価を回収できる水道事業経営												
	・高料金化する地区の激変緩和措置としての調整期間の設定 ・水道事業全般の見直しによる事業費縮減に向けた取り組み													
	対象 町民及び事業者等													
	手段	年度 実施内容·予定時期							効果額合計( 351,800 千円)					
		17年度 (実績)	・料金の据え置き ・水道料金の取扱いについて、地域審議会や地区懇談会等で説明 ・水道料金審議会の設置(諮問H17.12.8、答申H18.3.23) ・町議会へ審議会へ審議会の説明					村製	<u>∃</u>  H16	水道料金収納額(現年度) H16年度実績;423,150千円 H17年度実績;415,653千円				
			·繰出基準外繰入金 平成16年度;116,926千円						~ <del>-</del>	歳入(		10,000		千円)
		平成17年度;139,736千円						- 5		歳出(		Z +色川ワ:	安百	千円)
行動		・給水条例改正案を6月定例議会上程 (激変緩和措置で4年間の調整期間を設ける) ・議会の可決後、3ヶ月程度の住民周知期間 ・9月検針分(10月請求分)から新水道料金 ・給水条例改正案を3月定例議会上程(隔月検針の導入 (実績) ・水道料金収入の減傾向(改定前前年度比毎月約180万 ・人口の減、経済活動の停滞、節水インセンティブによる							計 型 20,	1110一及关点,420,100111				
49.7				繰出基準外繰	入金;96,796千	円			<b>边</b>	歳入(		20,000		千円)
概			·経営健全化		果		歳出(		2,800 s.#鱼川ワ:	安百	千円)			
要		19年度	・4月検針分(5月請求分)から新水道料金(上五島、有川区のみ) ・経費縮減に向けた取り組み ・毎月検針、毎月徴収から隔月検針、毎月徴収への移行実・業務の民間委託拡大による職員減(人件費縮減) ・経営健全化計画のローリング						計画	料金改定による増収額 計画;493,268千円(対H16年度; 70,118千円増)見込み				
									功 果	歳入(		65,000		千円)
		20年度	·4月検針分(5月請求分)から新水道料金(上五島·有川[のみ)					区域	料		による	22,000 3増収		千円)
								村		計画:519,407千円(対H16年度; 96,257千円増)見込み				
									~ —	歳入(		90,000		千円)
		21年度	・4月検針分(5月請求分)から新水道料金(有川区域のみ、内全区域で統一水道料金) ・水道料金審議会の開催(水道事業経営の審議)					丁         	料金	画;526	による 5,648=	23,000 3 増収 5 円 (対 ) 見込	†H16	千円) 年度;
								対果	~	歳入(		95,000		千円)
								1 7.1		歳出(	24,000 千円)			
関係例規等		名称	新上五島町簡易水道事業給水条例						改正時期			平成18年9月		